

マイナンバーカード × e-Tax が便利！

～ 給与所得の確定申告がさらに簡単になります ～

確定申告は、

自宅からスマホやパソコンで！



【国税庁ホームページ】

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます ～

期間	会場	所在地	時間	対象者 ^(注9)
令和6年 1月25日(木) ～2月6日(火) ※ 土、日を除く	光が丘 区民センター 2階集会室	練馬区 光が丘 2-9-6	午前9時30分 ～ 午後5時 ^(注1) (受付：午後4時終了)	①年金受給者 ②給与所得者 ③事業所得 不動産所得 雑所得 を有する方 ^(注4)
令和6年 1月22日(月) 2月13日(火) 2月14日(水)	練馬区立区民・産業プラザ 3階 Coconeri (ココネリホール)	練馬区 練馬 1-17-1	事前申込が必要 ^(注2)	


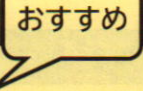
(注1) 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応するため、お待たせする場合があります。

(注2) 空き状況に応じて入場整理券(当日券)も配付しますが、無くなり次第、終了となります。

(注3) 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除適用1年目の方は対象となりません。

(注4) 令和4年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円を超える方は対象となりません。

<事前申込について>

方法	受付開始日	手順等	おすすめ
事前申込サイト	令和6年1月10日(水)	事前申込サイトをご参照ください。 https://coubic.com/nerima-ezei/booking_pages#pageContent  【事前申込サイト】	
電話	令和6年1月10日(水)	専用番号：03-6745-6327 平日(午前9時～午後4時) ▶ オペレーターに次の3点をお伝えください。 ①管轄の税務署(⇒練馬東税務署) ②希望する会場・日時 ③相談者の氏名・電話番号 (注1) 「専用番号」以外の電話(例：税務署や区役所)は受付不可 (注2) 電話が大変混みあう場合があります	

<お持ちいただくもの>

① 源泉徴収票など	申告書作成に必要な書類は必ずご持参ください。
② マイナンバーカード	▶ マイナンバーカード発行時に設定したパスワードも必要です。 ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ▶ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・ 運転免許証等の身元確認書類 ・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
③ スマートフォン	申告書の作成時に必要なため、ご持参ください。

申告書作成会場の開設について

～ 原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます ～

期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金)～3月15日(金) ※ 2月25日(日)以外の土、日及び祝日は除きます。	練馬東税務署	練馬区 栄町23-7	午前9時15分～午後5時 (受付:午前8時30分～午後4時)

事前に準備いただきたいこと

○ マイナポータル連携

マイナンバーカードを利用して事前に準備をお願いします。

- 確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要
- 申告書への自動入力が可能
(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要)
- e-Tax でデータ送信

マイナポータル連携の概要はこちらから！



事前準備はこちらから！



入場整理券

○ 入場するためには、「入場整理券」が必要です。

- LINEによる事前発行を行いますので、是非、ご利用ください。

オンラインで事前発行！

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



- 空き状況に応じて入場整理券(当日券)も配付しますが、無くなり次第、終了となります。
- 例年、3月は混雑します。2月の来場をお勧めします。

お持ちいただくもの

① 源泉徴収票など	申告書作成に必要な書類は必ずご持参ください。
② マイナンバーカード	<ul style="list-style-type: none">➢ マイナンバーカード発行時に設定したパスワードも必要です。<ul style="list-style-type: none">・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)➢ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。<ul style="list-style-type: none">・ 運転免許証等の身元確認書類・ 通知カード等のマイナンバーが分かる書類
③ スマートフォン	申告書の作成時に必要なため、ご持参ください。

(注) 期間中、当会場の駐車場は使用できませんので、お車での来場はご遠慮ください。

～ 適格請求書(インボイス)発行事業者のみなさまへ ～

令和6年4月1日(月)までに、消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合には、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください！！
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



【インボイス制度に関する情報ガイド】